

議案第 33 号

字の区域及び名称の変更について

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 4 項の規定による南海橋本林間田園都市第三—2 地区土地区画整理事業(2 工区)についての換地処分
の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更
したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により
議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変 更 調 書

あやの台二丁目に編入し、小字を廃止する区域

大 字	小 字	地 番
隅田町 垂井	死手谷	155-6・155-12・155-15・155-17
隅田町 垂井	池之内	338-13
隅田町 真土	御姥谷	538-3・538-4
隅田町 真土	丸垣内	592-1・592-2・592-4・593-11・593-12・593-13 593-15・593-16・593-17・593-19・594-4・594-5・ 594-7

地番については、平成 29 年 12 月 27 日現在の地番である。